

令和2年11月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和2年11月25日 水曜日 9時00分開会
2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室
3. 出席委員 14名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	職務代理者	5番	日笠山 隆
委員	1番	日高 仙三	委員	2番	中村 裕臣
”	3番	中村 逸夫	”	6番	鮫島 繁樹
”	7番	深田 広文	”	8番	杉 為昭
”	9番	河本 アツミ	”	10番	牛越 紀幸
”	11番	岩本 延男	”	12番	中村 正幸
”	13番	日笠山 昭代	”	14番	坂本 江里子

4. 欠席委員 0名

5. 日程表

- (1)開 会
- (2)開会挨拶
- (3)議 事

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 2 議案第51号 農地法第3条の規定による許可について

日程第3号 2 議案第52号 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見について

日程第4号 2 議案第53号 あっせんについて

日程第5号 2 議案第54号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

(4)そ の 他

(5)閉 会

(6)会議の概要

9時00分開会

次 第	発 言 者	内 容
1. 開 会	事務局長	○おはようございます。 それでは、定刻、定足数に達しておりますので、これより令和2年11月西之表市農業委員会定例総会を開会いたします。 開会にあたり、会長にご挨拶いただき、その後議事進行をお願いいたします。
2. 開会挨拶	会長	(会長挨拶)
3. 議 事	議長	○これより本日の会議を開きます。 本日の日程は、配布しております議事日程のとおりであります。
日程第1号 議事録署名委員の指名	議長	○まず、日程第1 西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。12番委員、13番委員を指名いたします。
日程第2号 2議案第51号	議長	○これより議案審議に入ります。 日程第2 議案第51号農地法第3条に規定による許可についてを議題といたします。 事務局に議案説明をお願いします。
	事務局	○日程第2 議案第51号農地法第3条の規定による許可についてを説明いたします。資料は1ページです。 今月は使用貸借権設定1件、所有権移転3件、合計4件の申請がありました。 1番です。上西横山地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積561㎡を売買により所有権移転するものです。 2番です。榕城上之原町地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積3,744㎡を交換により所有権移転するものです。 3番です。安納下郷地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積1,837㎡を使用貸借により10年間借り受けるものです。 4番です。現和武部地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積2,398㎡を売買により所有権移転するものです。 以上で説明を終わります。
	議長	○ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。 続いて担当委員からを随時、報告をお願いいたします。
	議長	○まず整理番号1番が、私の担当区域ということで、私のほうから報告をさせていただきます。 11月22日14時譲渡人親子また推進委員立ち会いのもとで、現地を確認いたしました。 畑は、私の所有する畑に隣接するところなんですけれども、ちょっと高さ2mぐらい高いところであって、現状は、竹が生えて、畑の様相をちょっと失いかけているところがございますけれども、隣接する譲受人の畑との畦畔を取り除き、一つの畑にして作業の効率を上げたいということでございました。 畦畔除去につきましては、作業をする前に形状変更届の提出を指導したところであります。 また、機械等につきましてもトラクターが二台、耕運機管理機などそろっているということです。 労働力のほうも、基本、夫婦ということですがけれども、忙しいときには親に応援をもらおうということでございました。 譲渡人には、推進委員が自宅訪問し確認した結果、申請どおり間違いはないということでございました。以上です。
	5番委員	○5番です。整理番号2について説明いたします。 11月21日、10時に現地調査を行っております。 譲渡人・譲受人双方と担当推進委員、私の四人で行いました。 譲渡人・譲受人は、高齢ながら農業で頑張っている農家です。 今回の申請は、譲渡人の宅地と譲受人の農地と譲受人の宅地

		との交換ということです。 現地は、上之原桃園線より少し入り込んだところにありました。 茅が生い茂り、荒れていましたが、譲受人の畑にサツマイモ基腐病が発生してたとのことで、遊休農地解消対策事業利用して、安納イモを作付したいとの希望だそうです。 申請どおり何ら問題ないと思います。よろしく願います。
	1 番委員	○はい、1 番です。整理番号 3 番につきまして、報告をいたします。 11月22日13時から、担当推進委員、貸人・借人、双方立ち会いのもと、現地調査を行いましたので、報告いたします。 貸人と借人は、親子関係にありまして、借人は貸人の婿さんになるところです。農協に勤務しながら、バレイショ、ブロッコリー、安納イモを生産する兼業農家であります。 場所としては、下郷地区であります。5年ほど前には、別の借人の方が、スナップエンドウを作付していましたが、その後は耕作されておらず、遊休化していたところです。 今回、遊休農地解消対策支援事業を利用して、育苗ハウスを建てるということでありました。双方確認いたしました。 申請通り間違いはありませんでした。以上です。
	12 番委員	○12番です。番号4について報告いたします。 11月21日午前10時半、譲受人立ち会いで、現地調査を行いました。 譲受人は高齢ではありますが、元気で夫婦で野菜を生産したり、果樹を育てているとのことです。 この畑には、ポンカンを植えていました。ちょっと荒れていましたが、下払い等をして育てていきたいとのことでした。 農業機械のトラクター・耕運機等もそろっており、経営技術においても、何だ申し分ありません。 譲渡人も高齢でしたので、家を訪問し、確認をとりました。 双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。
	議長	○ありがとうございました。ただいま事務局並びに担当委員から報告がありました。 この件について皆さんから質疑等ありましたら、挙手をお願いいたします
	議長	(挙手なし) ○ないようですので、ないようですので質疑を終了しまして、これより、議案第51号農地法第3条の規定による許可についてを採決いたします。 許可することに賛成する委員の方は、挙手をお願いいたします。
	議長	(全員挙手) ○ありがとうございました。 全会一致でありますので、本件は許可することに決定いたしました。
日程第3号 2議案第52号	議長	○続きまして、日程第3、議案第52号、農業振興地域整備計画変更(除外)に係る意見についてを審議いたします。 事務局、説明をお願いします。
	事務局	○日程第3議案第52号農業振興地域計画変更除外に係る意見についてを説明いたします。資料は2ページです。 申請地は国上野木之平地区の土地1筆で、現況地目原野、面積6.65㎡であります。 申請理由としましては、2017年に新設した携帯電話基地局について、近年多発する自然災害に備え、申請地に蓄電池設備を設置したいとのことです。 農地区分は、農業振興地域整備計画に指定されている農振農用地区域内にあります。今回、区域除外を行おうとするものです。 以上で説明を終わります。委員の皆さまのご審議よろしく願います。

	議長	○ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。 これにつきましては、昨日現地調査が行われておりますので、調査委員長報告をお願いいたします。
	11番委員	○11番です。整理番号1について、報告をいたします。 昨日、事務局の局長、次長、農林水産課の3名と10番委員、3番委員、地区担当の推進委員の7名で、現地調査をいたしました。 ただいま、事務局の説明がありましたけれども、申請地は、野木平の原野で、2017年に新設した携帯電話会社の無線塔が建っております。その横に、無線塔はスライド見てもらうと、左側のほうに無線塔が建っております、その右側のほう、ネピアグラスみたいな植物が生えている場所が、ありますけれども、そこに6.65㎡の蓄電池設備を設置したいとの申請であります。 設置理由としましては、近年多発する自然災害に備えたいということです。この設備の規模は、縦3m横2m高さ2mの箱形のようなものです。 この申請地は、周囲の農地より一段高くなっていて、周辺の農地の利用に支障はないとの調査員一同の判断でした。 以上です。
	議長	○ありがとうございました。ただいま調査委員長から報告がありましたけれども、これにつきまして担当委員のほうから何か補足説明をすることがあったらお願いいたします。
	3番委員	○調査委員長から報告のとおりです。
	議長	○はい、ありがとうございました。ただいま担当委員並びに調査委員長から報告がありました。 本件について、皆さんから何か質問がありましたら、挙手をお願いいたします。
		(挙手なし)
	議長	○ないようですので、質疑を終了し議案第52号農業振興地域計画変更除外に係る意見についてを採決いたします。 農業振興地域整備計画(除外)について同意することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。
		(全員挙手)
	議長	○ありがとうございました。 全会一致であります。本案は許可することに決定いたしました。
日程第4号 2議案第53号	議長	○続きまして日程第4、議案第53号あっせんについてを審議いたします。 事務局、説明をお願いします。
	事務局	○日程第4議案第53号「あっせんについて」です。資料は3ページです。 1番「貸したい及び売りたい」の申し出です。場所は上西・横山及び安納・大平地区です。賃借料については1万円/10aをお願いし、売りたいについては40万円/10aを希望することです。 あっせん委員につきましては、貸したいについては4番委員と、売りたいについては1番委員をお願いいたします。 2番「貸したい」の申し出です。場所は中割・十六番地区です。賃借料については標準額9千円/10aをお願いしたいとのこと。あっせん委員につきましては、11番委員と、14番委員をお願いいたします。 以上です。
	議長	○ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。 これについて、ご意見はありませんか。
		(意見等なし)
	議長	○意見がないようですので、あっせん委員はよろしく申し上げます。

日程第5号
2議案第53号

議長

○続きまして、日程第5議案第54号農用地利用集積計画策定に係る意見についてを議題とします。事務局に議案説明をお願いします。

事務局

○日程第5議案第54号農用地利用集積計画策定に係る意見についてを説明いたします。

まず始めに、所有権の移転を説明いたします。4ページをお開き下さい。

令和2年12月1日に所有権を移転するものです。地目田及び畑、面積はそれぞれ2,199㎡及び8,080㎡、合計面積1万279㎡、所有権を移転する者2人、受ける者2人です。

内訳については5ページを、詳細については6ページから9ページをご覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。

まず初めに、所有者から地域振興公社への利用権設定を説明します。10ページをお開き下さい。

1段目です。期間が令和2年12月1日から令和5年11月30日の3年間、地目畑、面積1万179㎡、合計面積1万179㎡、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和2年12月1日から令和7年11月30日の5年間、地目畑、面積2万2,449㎡、合計面積2万2,449㎡、利用権の設定をする者5人、受ける者1人です。

3段目です。期間が令和2年12月1日から令和12年11月30日の10年間、地目田及び畑、面積はそれぞれ1万6,944㎡及び3万8,812㎡、合計面積5万5,756㎡、利用権の設定をする者8人、受ける者1人です。

内訳については11ページを、詳細については12ページから26ページをご覧ください。

続きまして、鹿児島県地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明します。27ページをお開き下さい。

1段目です。期間が令和2年12月1日から令和5年11月30日の3年間、地目畑、面積1万179㎡、合計面積1万179㎡、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和2年12月1日から令和7年11月30日の5年間、地目畑、面積2万2,449㎡、合計面積2万2,449㎡、利用権の設定をする者1人、受ける者2人です。

3段目です。期間が令和2年12月1日から令和12年11月30日の10年間、地目田及び畑、面積はそれぞれ1万6,944㎡及び3万8,812㎡、合計面積5万5,756㎡、利用権の設定をする者1人、受ける者6人です。

内訳については28ページを、詳細については29ページから39ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。委員の皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長

○ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。

農地中間管理事業を除きまして、所有権移転整理番号1から2について、担当委員の報告をお願いします。

6番委員

○6番です。整理番号1について報告をいたします。

11月22日、譲受人立ち会いのもと、現地確認を行いました。

譲渡人と譲受人は親子関係です。譲受人はJAに勤めながら、畜産を営んでいる方でございます。

譲渡人は、高齢により息子に農地を譲るということで、今回の申請であります。

譲受人は、機械類も一式そろっており、技術的にも何ら問題ないと思います。

なお、譲渡人にも確認をとっております。

相方確認の結果許可相当だと考えます。

続きまして整理番号2について報告いたします。

同じく11月22日朝8時、譲受人立ち会いのもと、現地確認を行いました。

		<p>譲渡人は、高齢により離農するということで、ほかの土地もすべて貸してあるそうであります。</p> <p>申請地は、譲受人との間で売買の成立がし、今回の申請になったようでございます。</p> <p>譲受人は、サトウキビ、ヒサカキ・ロベ等を経営している、新規就農者でございます。</p> <p>現地にはロベが植えられていました。</p> <p>新規ということで、各種研修を重ねながら頑張っている方でございます。</p> <p>なお、譲渡人には、面談の上確認をとっております。</p> <p>双方確認の結果許可相当だと考えます。以上でございます。</p>
	議長	<p>○ありがとうございました。それでは審議のほうに入りたいと思います。</p> <p>ただいま説明報告がありました。皆さんから何か質疑等ありましたら、挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手なし)</p>
	議長	<p>○意見はないようですので、議案第54号を採決いたします。</p> <p>農用地利用集積計画策定に係る意見について原案どおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
	議長	<p>○ありがとうございました。全員の賛成ですので、本案は承認することに決定をいたしました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事は終了いたしました。</p>
4. その他	会長 事務局 会長 事務局 事務局長	<p>○次は、その他であります。事務局のご説明します。</p> <p>(12月のスケジュールについて、資料により説明)</p> <p>(サツマイモ基腐病対策関連事業について説明)</p> <p>(サツマイモ基腐病対策における遊休農地解消対策事業の活用について説明)</p> <p>○事務局からは、以上であります。</p> <p>ほか皆さんから情報提供等ございませんか。</p>
5. 閉 会	事務局長	<p>○以上をもちまして、令和2年11月の農業委員会定例総会を終了いたします。皆さんお疲れさまでした。</p>

9時43分閉会

西之表市農業委員会会議規程第10条の規定により署名する。

令和2年12月25日

西之表市農業委員会 会長 Ⓜ

西之表市農業委員会 12番委員 Ⓜ

西之表市農業委員会 13番委員 Ⓜ